

令和3年度の景観施策に係る取り組みの方向性について

1 経過

市では、平成23年度に景観条例及び景観計画を施行し、令和2年度までの10年間で8,374件の届出を受け付けてきました。届出対象行為を広く設定しているため届出件数が全国トップレベルであり、そのため、これまでは届出を受け付け、その内容が基準に適合しているかを確認することが主な取り組みとなっていました。

このような中、令和2年に実施したアンケート調査では、この届出制度について、市民の3割しか知らないということが明らかになりました。また、景観施策について聞いた設問では、「計画やガイドラインの周知」が、重要度が高いとの回答が多かったです。

以上から、今後の10年では、新たな景観計画のもと、情報の発信や関係者との連携に関する取り組みを計画的に展開していきたいと考えております。

※ 届出対象となる規模の例（新築の場合）

本市：全域-建築面積10㎡以上

松本市：一般-延床面積300㎡以上、重点地区（松本城周辺）-全て

長野県：一般地域-建築面積1,000㎡超、景観育成重点地域-床面積20㎡超

2 内容

(1) 基本的な考え方

景観計画に基づき、次の安曇野市景観条例の特徴を踏まえて施策を展開する。

・特徴1：景観法及び安曇野市景観条例に基づく届出制度は、法的拘束力は弱い。
＝規制や制度を新たに作っても、景観を守るわけではない。
→今ある制度を生かして、その効果を検証、発信することで、景観に対する意識（モラル）の高揚を図り、行政主体による受動的な景観づくりではなく、市民や事業者の主体的な景観づくりへ誘導していく。

・特徴2：土地利用条例（土地利用基本計画）と連携している。
＝土地利用条例によって、エリアごとに建築できる建築物の用途や大きさが決まっており、このことにより面的に景観が守られている。また、規模の大きな開発については、土地利用条例により景観条例や景観計画に適合することが求められる。
→土地利用制度についても一体的に情報を発信していく。

(2) 具体的な取り組み方法

①景観づくりの約束事を定めて守る（周知強化と理解の促進）

- ・成果の取りまとめ（景観条例、屋外広告物条例、土地利用条例）
- ・SNS等をはじめとした様々なツールを活用した情報発信
- ・業者への理解促進に関する働きかけ
- ・添付書類の見直しやオンライン化による手続きの省力化

②景観づくりの活動の推進と継続（景観づくりの担い手育成支援）

- ・長野県建築士会（景観整備機構）との情報交換
- ・景観づくり住民協定や景観づくり団体との連携強化

③よりよい景観に導くしくみと体制の構築（景観形成に寄与する緑化の推進）

- ・緑のまちづくり事業の効果検証と周知
- ・緑化に関する情報発信

3 審議事項

令和3年度の景観施策に係る取り組みの方向性について、情報の発信や関係者との連携に関する取り組みを展開することとしたいので、ご意見を賜ります。

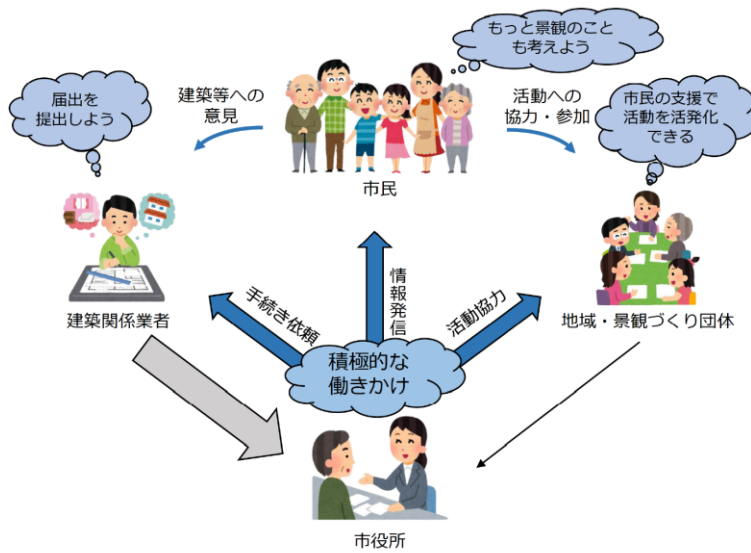


図1 働きかけによる期待される効果の例



写真1 記念樹の生育状況の例（左：H27年配布記念樹、右：R1年の状況）